

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

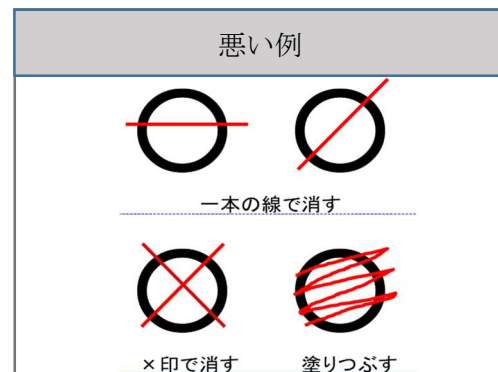
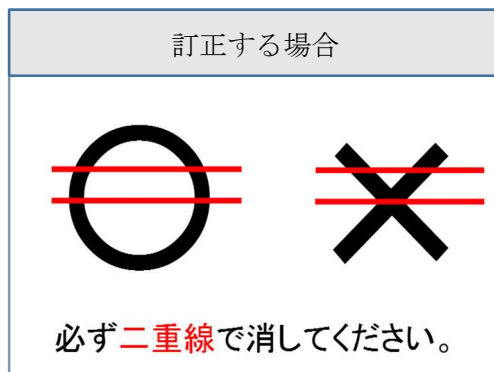
試験実施日 令和6年4月19日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 ()
- 2 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 ()
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 ()
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 ()
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 ()
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者が、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 ()
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、事業者の任意により運送引受書を交付することができる。 ()
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。 ()
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。 ()
- 10 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 ()

- 11 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。 ()
- 12 旅客自動車運送事業者は、60才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。 ()
- 13 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。 ()
- 14 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 ()
- 15 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。 ()

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を () に記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は () 時間とする。
- 17 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続 () 時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。
- 18 自動車運送事業の用に供する自動車は、() ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。
- 19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から () 日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- 20 旅客自動車運送事業者は、その（ ）に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
〔A. 30日 B. 90日 C. 100日〕
- 22 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかなければならない。
〔A. 確保 B. 選任 C. 募集〕
- 23 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ ）を受けなければ、その効力を生じない。
〔A. 許可 B. 認可 C. 承認〕
- 24 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（ ）保存しなければならない。
〔A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間〕
- 25 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずる競争をしてはならない。
〔A. 助長する B. 確保する C. 阻害する〕
- 26 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
〔A. 十日 B. 十五日 C. 三十日〕
- 27 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
〔A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間〕

- 28 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、()を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 事業計画変更届 B. 運行計画変更届 C. 業務計画変更届]
- 29 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。
[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]
- 30 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う()を受け、報告をしなければならない。
[ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題（回答）

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 (○)
[法第20条]
- 2 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 (×)
[車両法施行規則第32条]
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 (○)
[運輸規則第4条]
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (○)
[法第25条]
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (○)
[法第10条]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者が、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときには、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (×)
[法第9条の2]
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、事業者の任意により運送引受書を交付することができる。 (×)
[運輸規則第7条の2]
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。 (○)
[法第23条の5]

- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。(×)
[運輸規則第25条]
- 10 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が発災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。(×)
[法第29条] [事故報告規則第2条1項]
- 11 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。(×)
[法第40条]
- 12 旅客自動車運送事業者は、60才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)
[運輸規則第38条]
- 13 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(○)
[法第22条の2]
- 14 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(○)
[法第38条]
- 15 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。(○)
[輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン]

問2 次の設問の（ ）に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい語句を記載して下さい。

16 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ 15 ）時間とする。

[改善基準告示5条第1項3号]

17 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続（ 11 ）時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。

[改善基準告示5条第1項4号]

18 自動車運送事業の用に供する自動車は、（ 3 ）ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

[車両法第48条]

19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ 15 ）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[運輸規則第68条]

20 旅客自動車運送事業者は、その（ 運行管理者 ）に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。 [運輸規則第48条の3]

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ C ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 30日 B. 90日 C. 100日]

[報告規則第2条]

- 22 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ B ）しておかなければならない。
[A. 確保 B. 選任 C. 募集]
[運輸規則第35条]
- 23 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ B ）を受けなければ、その効力を生じない。
[A. 許可 B. 認可 C. 承認]
[法第36条]
- 24 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（ B ）保存しなければならない。
[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]
[運輸規則第37条]
- 25 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ C ）結果を生ずる競争をしてはならない。
[A. 助長する B. 確保する C. 阻害する]
[法第30条]
- 26 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ B ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]
[車両法第52条]
- 27 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ B ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]
[運輸規則第21条第1項]
- 28 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ A ）を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 事業計画変更届 B. 運行計画変更届 C. 業務計画変更届]
[法第15条]

29 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ C ）を図ることを目的とする。

[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]

[運輸規則第1条]

30 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ A ）を受け、報告をしなければならない。

[ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談]

[運輸規則第50条]